

## 障害福祉サービス運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人社友会が設置する指定障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する障害者自立支援法（以下「法」とする。）に基づく障害福祉サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な生活介護サービスの提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上を図ることができるよう、利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、身体介護、食事の提供、入浴、生活訓練、就業訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な障害福祉サービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 前3項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月29日厚生労働省令第56号)に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 身体障害者デイサービスセンター リバティ神戸

(2) 所在地 兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和 2-2

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤職員)

管理者は、従業者の管理、障害福祉サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障害福祉サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うほか、それぞれの利用者に応じた障害福祉サービス計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容の説明を行う。

(2) サービス管理責任者1名(常勤職員1名)

障害福祉サービス計画に基づき利用者に対し適切に指導を行う。

(3) 医師 必要数

( 4 ) 看護職員 1 名以上

看護師は、治療または健康指導を行う。

( 5 ) 理学療法士又は作業療法士 1 名以上の必要数

理学療法士は、機能回復訓練を行う。

作業療法士は、生活動作能力の回復を行う。

( 6 ) 生活支援員 法に規定された平均障害区分等により定められた数

障害福祉サービス計画に基づき障害福祉サービスの提供に当たる。

( 営業日及び営業時間 )

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

( 1 ) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

( 2 ) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 40 分までとする。

( 3 ) サービス提供時間 午前 9 時から午後 3 時までとする。

( 障害種別の特定 )

第 6 条 事業所におけるサービス提供の主たる対象者は、身体障害者とする。

( 障害福祉サービスの定員 )

第 7 条 事業所の障害福祉サービスの定員は、以下のとおりとする。

生活介護 20 名

( 障害福祉サービスの内容及び利用者から受領する費用の額 )

第 8 条 障害福祉サービスの内容は次のとおりとし、利用計画に従って当該サービスを提供した場合の利用者負担額については、厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額の 1 割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

( 1 ) 身体介護サービス

更衣、排せつ、食事等の身体介助

( 2 ) 給食サービス

食事の提供

( 3 ) 入浴サービス

一般浴、介護浴

( 4 ) 生活訓練サービス

社会適応訓練として会話、グループ活動、生活マナー等

( 5 ) レクリエーション・創作活動

在宅の障害者の福祉増進を図るために必要なスポーツ、レクリエーション等

( 6 ) 更生相談・介護指導

医療、福祉、生活の相談等

介護方法の指導

## 家族及びボランティア等に対する介護技術指導等

### (7) 健康指導

健康チェック、健康相談

### (8) 入浴サービス

一般浴、介護浴

### (9) 送迎サービス

車いす利用者等のリフトバスによる送迎

2 食費は、1日当たり600円とする。ただし、低所得者からは、食材料費として、1日当たり180円を徴収する。

3 入浴に係る光熱水費は、1日当たり400円とする。

4 創作活動に係る費用は、1日当たり250円とする。

5 自宅と事業所間の送迎に係る費用は、無償とする。

6 その他、障害福祉サービスの提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用でありその利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

7 第2項から第6項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意(記名捺印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、神戸市の西区・垂水区と明石市大久保町以東の区域とする。

2 送迎サービスの対象地域は、神戸市西区・垂水区及び明石市大久保町以東の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した障害福祉サービスに関し、法の定めるところにより市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  
（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1～3ヶ月の間で、OJTを中心に実施する。

（2）現任者研修 年2回以上、外部研修あるいは施設内伝達研修への参加機会を設ける。

2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人社友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第14条 事業所の管理者は、虐待防止に関する責任者の設置、従業員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。